

単位認定・卒業評価基準

履修方法

卒業するためには、次の単位を取得しなければならない

基礎分野	14 単位
専門基礎分野	22 単位
専門分野	69 単位
	<u>合計 105 単位</u>

卒業後の資格

- ・看護師国家試験受験資格
- ・保健師学校、助産師学校及び養護教諭養成課程の受験資格
- ・大学編入資格

1 単位の基準

単位の算定方法として、1 単位の授業科目を 45 時間の学習を必要とする内容をもって構成する。

- 1) 授業・演習は 15~30 時間を 1 単位とする。
- 2) 実験・実習・実技は 30~45 時間を 1 単位とする。
- 3) 臨地実習は 45 時間を 1 単位とする。

2 単位修得の認定

単位修得の認定は、校内における試験（以下「学科試験」という）と臨地実習の評価によって行う。

- 1) 学科試験
 - (1) 学科試験は授業科目毎の授業終了後に実施する。
 - (2) 受験資格は、授業時間数の 3 分の 2 以上出席しているものとする。
 - (3) 評価は、筆記・実技試験及びレポート等から行い 100 点を満点とし 60 点以上を合格とする。
 - (4) 複数の講師による科目の試験に関すること
 - ① 各担当時間数を基準に配点を決め、それぞれの点数を合計し、その科目の単位を認定する。
 - ② 再試験の場合は、担当講師が行う。
 - (5) 試験の実施について
 - ① 技術試験を除く試験は、学籍番号順に着席して行う。場所は事前に通知する。
 - ② 試験時間は原則として 50 分とする。
 - ③ 試験開始 5 分前には、着席していかなければならない。
 - ④ 試験において不正行為があったときは、当該試験は零点となる。
 - ⑤ 試験時は、筆記用具とあらかじめ指示された物以外は自席に持ち込んではならない。
※携帯電話・スマートフォン、アップルウォッチ等のスマートウォッチは電源を切り、鞄にしまうこと。ペンケースの持ち込みも禁止とする。
 - (6) 試験の遅刻・欠席について
 - ① 病気・ケガ・その他のやむを得ない理由により、開始時間に試験を受けることができない者はあらかじめ届出を提出しなければならない。

② 試験に15分を超えて遅刻した場合は、試験の欠席と同じ扱いをする。

③ 試験を欠席した場合には、追試験を受けることができる。

2) 臨地実習

(1) 評価を受ける資格は、実習時間数の3分の2以上の出席を必要とし、60点以上を合格とする。

(2) 実習の評価は、平常の実習態度、諸記録、レポート、カンファレンスへの参加など、総合的に評価する。

科目の成績評価は次の基準による

評価	点数	合否
A	80点以上	合格
B	70点以上 80点未満	合格
C	60点以上 70点未満	合格
D	60点未満	不合格

3 追試験

- 1) 追試験とは病気、ケガ、やむを得ない理由（公欠席の理由参照）により、試験を受けることができなかつた場合に改めて試験を受けることをいう。
- 2) 追試験を希望する者は、校長が指定した期日までに所定の追試験願（様式-願1）を提出しなければならない。
- 3) 試験の期日に受験できなかつた者は、次に該当する場合には追試験を受けることができる。
- 4) 公欠席(①～④)の場合は、100点満点とし、60点以上を合格とする。
- 5) ⑤～⑥の場合、評価は点数の8割とする。

欠席事由	証明書（願書添付）
①天災、非常災害 (地震、台風、火災、水害など)	官公庁発行による被災証明
②交通機関の突発事故	遅延証明書 事故証明書（公的機関の証明書）
③公欠・忌引・出席停止	事実を証明する書類（会葬礼状・診断書等）
④進学・就職試験	進学・就職試験内容証明書
⑤病気・けが	医師の診断書又はこれに準ずる通院証明書
⑥その他	その他必要とする事由

4 再試験

- 1) 試験又は追試験の成績が合格点に満たなかつた者は、当該科目につき2回まで再試験を受けることができる。ただし、1回目の再試験で60点未満の場合は面接を実施する。
実習科目については1回までとする。
- 2) 再試験を受けようとする者は、試験の成績発表後3日以内に所定の再試験願（様式-願2）を提出しなければならない。ただし、実習については再履修し、再試験を受けなければならない。
- 3) 採点は100点満点とし、60点以上を合格とする。ただし、評価の得点は60点とする。
- 4) 試験開始後30分経過したら、試験監督の指示で退場して良い。

5 未修得単位の修得方法

- 1) 以下の場合は当該単位が未修得となる。
 - (1) 傷病その他やむを得ない理由で、授業・実習の所定の出席時間の3分の2に満たない場合。
 - (2) 補習実習をしても評価が基準に満たない場合。
 - (3) 学科試験中に不正行為が認められた場合。
- 2) 未修得単位は、以下の方法で修得する。
 - (1) 未修得単位の再履修を希望する場合は、所定の再履修願(様式-願3)を提出しなければならない。
 - (2) 再履修は、学校が指定した時期に当該単位の授業(実習)を受け直して単位を修得しなければならない。
 - (3) 再履修の評価は、筆記・実技試験及びレポート等から行い100点を満点とし60点以上を合格とする。
 - (4) 再履修を希望する者は、所定の再履修願(様式-願3)とともに、指定の手数料を支払う。

授業 1時間につき3,000円×必要時間数
実習 1日につき1,000円×必要日数
- (5) 未修得単位があつて進級した場合は、該当科目を受講することができる。

6 既修単位の認定

- 1) 本校入学前に修得した単位を、本校で修得したものとみなす場合の申請手続き及び認定の方法等について、必要な事項を定める。
 - (1) 既修得単位の認定を申請した者に対して、審査し本校入学前に大学もしくは短期大学及び専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおいて、修得した単位を本校で修得したものと認定する。
 - (2) 科目の審査・認定にあたっては、学生の申請する優先順位を考慮する。
 - (3) 既修得単位審査の結果は、既修得単位認定通知書をもって、学生に通知する。
- 2) 既修得単位の申請手続き
既修得単位認定申請書(様式-願10)に成績証明書と評価基準を示した書類、認定を希望する科目的授業概要(履修案内・講義要綱等の写し)を添えて校長に提出しなければならない。
- 3) 既修得単位の申請時期
 - (1) 申請は1年次4月末日までに一括して行なう。
 - (2) 学生は、認定が決定するまでに授業に出席しなければならない。

7 先修条件

指定された科目を履修するためには、その科目の履修前に単位修得すべき科目があるため、注意が必要。

科 目	先 修 条 件
基礎看護学実習 II	基礎看護学概論 I を修得していること 生活を支える技術 I ~ VI を修得していること 臨床判断する力 I ・ II を修得していること 基礎看護学実習 I を修得していること
科 目	先 修 条 件
成人の生活を支える看護実習 I ・ II	成人看護学概論を修得していること 成人の生活を支える看護 I ~ III を修得していること
老年の生活を支える看護実習	老年看護学概論を修得していること 老年の生活を支える看護 I ・ II を修得していること
小児の生活を支える看護実習 I	小児看護学概論を修得していること 小児の生活を支える看護 I ・ II を修得していること
小児の生活を支える看護実習 II	小児看護学概論を修得していること 小児の生活を支える看護 I ・ II を修得していること 小児の生活を支える看護実習 I を修得していること
母性の生活を支える看護実習	母性看護学概論を修得していること 母性の生活を支える看護 I ~ III を修得していること
精神に障がいのある人の 生活を支える看護実習	精神看護学概論を修得していること 精神に障がいのある人の生活を支える看護 I ・ II を修得していること
看護の統合と実践実習 II	看護の統合と実践実習 I を修得していること 1 年次・2 年次の看護実習を修得していること